

平成30年西尾市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の4第6項の規定に基づき、外部監査人より個別外部監査の結果が提出されたので、同項の規定により公表する。

平成30年 3月26日

西尾市監査委員 角 谷 孝 二  
西尾市監査委員 鈴 木 正 章



平成 30 年 3 月 20 日

西尾市監査委員

角 谷 孝 二 様  
鈴 木 正 章 様

個別外部監査人 三 宅 恵



個別外部監査の結果に関する報告について

個別外部監査の結果に関する報告を、地方自治法第 252 条の 41 第 6 項において準用する同法第 252 条の 37 第 5 項及び個別外部監査契約書第 9 条の規定に基づき、別紙のとおり提出します。  
また、監査結果に関する意見についても併せて提出します。



平成 29 年度

新たな官民連携手法（西尾市方式）による

公共施設再配置第 1 次プロジェクトに係る特定事業契約に基づく

西尾市の事務の執行に対する個別外部監査報告書

個別外部監査人 公認会計士 三宅 恵司

平成 30 年 3 月 20 日

## 目 次

### I．平成 29 年度において実施した監査の概要

- |                                 |     |      |
|---------------------------------|-----|------|
| 1．実施した監査                        | ・・・ | 3 頁  |
| 2．監査従事者                         | ・・・ | 3 頁  |
| 3．実施した監査の目的                     | ・・・ | 4 頁  |
| 4．当年度における監査の対象業務                | ・・・ | 4 頁  |
| 5．実施した監査手続の概要                   | ・・・ | 6 頁  |
| 6．当年度における会議体への出席及び打ち合わせ等への参加の履歴 | ・・・ | 9 頁  |
| 7．当年度において提出を受けた主な書類等            | ・・・ | 11 頁 |

### II．監査の結果及び監査の結果に関する意見、その他の意見

・・・ 12 頁

## I. 平成 29 年度において実施した監査の概要

## 1. 実施した監査

私は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 41 第 1 項に規定する長からの個別外部監査の要求に係る事項について締結した同法第 252 条の 27 第 3 項に規定する平成 29 年度の個別外部監査契約書（以下「監査契約書」という）、及び地方自治法その他関連法令に定めるところにより監査を行った。

監査の実施にあたっては、我が国における都市監査の基準に準拠した。

本報告書において、その監査の概要及び監査結果並びに監査の結果に関する意見、その他の意見について報告する。

なお、本件と私及び補助者との間には、同法第 252 条の 29 において定める利害関係はない。

また、監査契約書において監査対象としていた西尾市（以下「市」という）の業務のうち、平成 29 年 8 月以降の市からの事業凍結要請に対して、P F I 事業主体である特別目的会社(株)エリアプラン西尾（以下「S P C」という）の業務の一部が中止ないし中断されたため、それらに対する市の事務執行も変更されたことから監査の範囲も変更を余儀なくされた（実施した監査の範囲を 4. に明示している）。したがって本報告書においては、当初監査対象としていた市の業務のうち、実施可能な範囲において行った監査に係る報告を行う。

## 2. 監査従事者

### (1) 主たる監査人

公認会計士 三宅 恵司

### (2) 地方自治法第 252 条の 32 に定める外部監査人補助者

公認会計士 渡邊 貴志

” 佐藤 真吾

” 石井 卓

” 鬼頭 功一郎

公認会計士試験合格者 大久保 譲

弁護士 水谷 大太郎

一級建築士 片山 繁行

税理士 神谷 研 (順不同)

### 3. 実施した監査の目的

本件業務は、平成 28 年 6 月 27 日に市と S P C が締結した新たな官民連携手法（西尾市方式）による公共施設再配置第 1 次プロジェクトにかかる特定事業契約書（以下「事業契約書」という）に基づいて、市が実施した S P C に対する業績監視結果及びその方法並びに市のモニタリング業務の全体計画について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 27 第 3 項に規定する個別外部監査制度に基づく外部の専門的視点からの監査を実施することで、市の監視能力及び精度を向上させ、結果として、市民に対して低廉かつ良質な公共サービスを提供することを目的とする。

### 4. 当年度における監査の対象業務

当年度において監査の対象となった業務は、市が行う監視（モニタリング）業務の全体計画、及び以下の業務に対する市の業績監視方法及び監視結果である。

なお、平成 29 年 5 月 11 日付監査契約書に記載の監査報告書提出日との関係により、上記のうち平成 30 年 3 月 2 日までに市が実施したと認められる業務を監査の対象としている。

#### ■新設施設の買い取り（施設開発の監視を含む）

- ・きら市民交流センター（仮称）支所棟の開発業務（業務中断に伴い中間確認まで）
- ・きら市民交流センター（仮称）アリーナ棟の設計業務（業務中断に伴い基本設計協議まで）
- ・多機能型市営住宅（仮称）の設計業務（業務中止に伴い基本設計協議まで）
- ・寺津温水プール（仮称）の設計業務（業務中止に伴い基本設計協議まで）

#### ■改修施設の改修（施設開発の監視を含む）

- ・いっしき市民交流広場（仮称）の設計及び改修業務
- ・旧海の歴史館の設計及び改修業務
- ・子育て支援センターいっしきの設計及び改修業務（業務中止に伴い設計協議まで）

#### ■解体施設の解体（施設開発の監視を含む）

- ・吉良防災倉庫、車庫の解体業務
- ・一色支所（別館、会議棟、車庫を含む）の解体業務（業務中止に伴い別館解体まで）

#### ■備品調達業務

- ・きら市民交流センター（仮称）支所棟の備品調達業務（業務延期に伴い対象外）
- ・いっしき市民交流広場（仮称）の備品調達業務（監査期間中に未実施のため対象外）

■施設の運営業務

- ・いっしき市民交流広場（仮称）の運営準備業務（市監査が3月末予定であるため対象外）

■包括マネジメント業務

■特別目的会社の組成及び維持

## 5. 実施した監査手続の概要

監査の基準は、監査等の対象に係るリスクの重要度、内部統制の整備及び運用状況の有効性を考慮して、実施すべき監査等の手続を定めることを求めている。

上記を考慮した結果、3. に記載の監査目的を達成するため、4. に記載の監査対象業務に関して、主に以下のような監査手続を実施した。

なお、市が行う監視（モニタリング）業務の全体計画については、市が平成29年3月30日にSPCと締結した「新たな官民連携手法（西尾市方式）による公共施設再配置第1次プロジェクトに関するサービス基準合意書（以下「サービス基準合意書」という）」をはじめとするモニタリング関係図書を閲覧し、その内容が適切かどうかをレビューした。

(監査の対象)	<p>新設施設の買い取り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きら市民交流センター（仮称）支所棟の開発業務</li> <li>・きら市民交流センター（仮称）アリーナ棟の設計業務</li> <li>・多機能型市営住宅（仮称）の設計業務</li> <li>・寺津温水プール（仮称）の設計業務</li> </ul>
(監査の着眼点)	<p>市のモニタリング手法及び結果が不適切となることにより、新設施設に係る関係図書や工事施工が、業務要求水準書の求める水準を満たさず、本件事業の目的が達成できないリスクがある。</p>
(主な実施内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のモニタリング手法について、市の担当職員から説明を受けた。</li> <li>・市のモニタリング結果を閲覧し、必要に応じて市の担当職員から説明を受け、現場確認に同行し、その手法及び結果が適切かどうかをレビューした。</li> <li>・開発に係る関係図書及び業務要求水準書の該当箇所を閲覧し、業務要求水準書の求める水準を満たさない項目がないかどうかをレビューした。</li> </ul>

(監査の対象)	<p>改修施設の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いっしき市民交流広場（仮称）の設計及び改修業務</li> <li>・旧海の歴史館の設計及び改修業務</li> <li>・子育て支援センターいっしきの設計及び改修業務</li> </ul>
(監査の着眼点)	<p>市のモニタリング手法及び結果が不適切となることにより、改修施設に係る関係図書や工事施工が、業務要求水準書の求める水準を満たさず、本件事業の目的が達成できないリスクがある。</p>

(主な実施内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のモニタリング手法について、市の担当職員から説明を受けた。</li> <li>・市のモニタリング結果を閲覧し、必要に応じて市の担当職員から説明を受け、現場確認に同行し、その手法及び結果が適切かどうかをレビューした。</li> <li>・改修施設に係る関係図書及び業務要求水準書の該当箇所を閲覧し、業務要求水準書の求める水準に満たない項目がないかどうかをレビューした。</li> </ul>
----------	---

(監査の対象)	解体施設の解体 <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉良防災倉庫、車庫の解体業務</li> <li>・一色支所（別館、会議棟、車庫を含む）の解体業務</li> </ul>
(監査の着眼点)	市のモニタリング手法及び結果が不適切となることにより、解体施設に係る関係図書や工事施工が、業務要求水準書の求める水準を満たさず、本件事業の目的が達成できないリスクがある。
(主な実施内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のモニタリング手法について、市の担当職員から説明を受けた。</li> <li>・市のモニタリング結果を閲覧し、必要に応じて市の担当職員から説明を受け、現場確認に同行し、その手法及び結果が適切かどうかをレビューした。</li> <li>・解体施設に係る関係図書及び業務要求水準書の該当箇所を閲覧し、業務要求水準書の求める水準に満たない項目がないかどうかをレビューした。</li> </ul>

(監査の対象)	包括マネジメント業務
(監査の着眼点)	市のモニタリング手法及び結果が不適切となることにより、維持管理業務の各項目が、業務要求水準書等の求める水準を満たさず、本件事業の目的が達成できないリスクがある。
(主な実施内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のモニタリング手法について、市の担当職員から説明を受けた。</li> <li>・市のモニタリング結果を閲覧し、必要に応じて市の担当職員から説明を受け、その手法及び結果が適切かどうかをレビューした。</li> <li>・SPCから市に提出された包括マネジメント業務に係る関係図書及び業務要求水準書の該当箇所を閲覧し、業務要求水準</li> </ul>

	書及びサービス基準合意書別紙で求める水準に満たない項目がないかどうかをレビューした。
--	--

(監査の対象)	特別目的会社の組成及び維持
(監査の着眼点)	市のモニタリング手法及び結果が不適切となることにより、S P Cの組成及び維持に関して重大な支障が生じ、本件事業の目的が達成できないリスクがある。
(主な実施内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のモニタリング手法について、市の担当職員から説明を受けた。</li> <li>・市のモニタリング結果を閲覧し、必要に応じて市の担当職員から説明を受け、その手法及び結果が適切かどうかをレビューした。</li> <li>・S P Cから市に提出された組成維持の関係図書等を閲覧し、必要に応じて市の担当職員から説明を受け、その手法及び結果が適切かどうかをレビューした。</li> </ul>

## 6. 当年度における会議体への出席及び打ち合わせ等への参加の履歴

		実施事項等
平成 29 年	7 月 5 日	・ 事業関係書類の閲覧等 (於 西尾市役所本庁舎)
	同 10 日	〃
	同 12 日	〃
	同 15 日	〃
	8 月 10 日	〃
	8 月 26 日	〃
平成 30 年	1 月 16 日	〃
	2 月 16 日	〃
	同 20 日	〃
平成 29 年	7 月 10 日	・ きら市民交流センター (仮称) 支所棟 (以下「支所棟」という) の現場同行 (図面確認) ・ 包括マネジメント業務関連の書類閲覧
平成 29 年	7 月 11 日	・ 支所棟の現場同行 (杭工事) ・ 一色町公民館の現場同行 (一部使用) ・ 旧海の歴史館の現場同行 (完工)
平成 29 年	8 月 10 日	・ 支所棟の現場同行 (杭芯) ・ 一色学びの館の図面確認
平成 29 年	8 月 17 日	・ 支所棟の現場同行 (杭工事、鉄骨工事)
平成 29 年	8 月 23 日	・ 支所棟の現場同行 (鉄筋工事)
平成 29 年	8 月 28 日	・ 特別目的会社の組成及び維持に関する書類閲覧 ・ 設計協議中の関係図書の閲覧
平成 29 年	9 月 29 日	・ 支所棟の現場同行 (鉄骨製作工場)
平成 29 年	10 月 5 日	・ 当該年度監査に係る打合せ等
平成 29 年	10 月 24 日	・ 支所棟の現場同行 (鉄骨工事) ・ 寺津温水プール (仮称) の建設予定地視察
平成 29 年	12 月 18 日	・ 支所棟の現場同行 (屋上防水)
平成 30 年	1 月 23 日	・ 特別目的会社の組成及び維持に関する書類閲覧
	2 月 2 日	・ 特別目的会社の組成及び維持に関する書類及び開発業務の関係図書閲覧

- |         |                      |   |
|---------|----------------------|---|
| 平成 30 年 | 1 月 25 日             | ・ S P C の会計監査人との面談同行                                      |
| 平成 30 年 | 2 月 16 日             | ・ 特別目的会社の組成及び維持に関する書類閲覧<br>・ 設計協議中の関係図書閲覧                 |
| 平成 30 年 | 2 月 19 日<br>2 月 20 日 | ・ いっしき市民交流広場（仮称）の完工検査の現場同行（関係図書閲覧）<br>・ 包括マネジメント業務関連の書類閲覧 |
| 平成 30 年 | 3 月 2 日              | ・ 全体モニタリング会議への出席  |
| 平成 30 年 | 3 月 20 日<br>（予定）     | ・ 西尾市長及び監査委員へ監査報告のご説明                                     |
| 平成 30 年 | 3 月 23 日<br>（予定）     | ・ 市議会議長及び副議長へ監査報告のご説明                                     |
-

## 7. 当年度において提出を受けた主な書類等

### ■本件事業全般に関わる関係書類

- ・特定事業契約書関係綴
- ・その他、市民向け説明会資料、広報にしお等の公表資料のうち当年度監査業務に関連する部分

### ■新設施設の買い取り

- ・きら市民交流センター（仮称）支所棟 新築設計業務関係綴
- ・きら市民交流センター（仮称）支所棟 開発業務関係綴
- ・きら市民交流センター（仮称）アリーナ棟 新築設計業務関係綴
- ・多機能型市営住宅（仮称）新築設計業務関係綴
- ・寺津温水プール（仮称）新築設計業務関係綴

### ■改修施設の改修

- ・いっしき市民交流広場（仮称）改修設計業務関係綴
- ・いっしき市民交流広場（仮称）改修業務関係綴
- ・旧海の歴史館 改修設計業務関係綴
- ・旧海の歴史館 改修業務関係綴
- ・子育て支援センターいっしき 改修設計業務関係綴

### ■解体施設の解体

- ・吉良防災倉庫 解体計画業務関係綴
- ・吉良防災倉庫 解体業務関係綴
- ・一色支所（別館、会議棟、車庫を含む）解体計画業務関係綴
- ・一色支所（別館、会議棟、車庫を含む）解体業務関係綴

### ■包括マネジメント業務

- ・包括マネジメント業務関係綴

### ■特別目的会社の組成及び維持

- ・S P C 組成維持関係綴

## Ⅱ. 監査の結果及び監査の結果に関する意見、その他の意見

平成 29 年度において実施した監査の結果、監査の目的に照らして報告すべきと判断した意見を次頁以降に記載する。なお、意見の種別は以下の通りとする。

指摘事項 . . . 今後改善が必要と認められる項目。

意見 . . . 今後改善されることが望ましいと考えた項目。

その他の意見 . . . 市の業務要求水準書には求められていないが、今後の市の事務の執行において、参考となると考えた項目。

監査は、本報告書前段に記載の監査の概要のとおり実施されたが、実施された監査の手続の範囲内において、次頁以降の報告事項以外に報告すべきと認められる事項は把握されなかった。

【報告事項 1】

(監査の対象)	新設施設の買い取り、改修施設の改修
(監査の着眼点①)	市のモニタリング手法及び結果が不適切となることにより、新設設計に係る基本計画及び改修設計の各項目が、業務要求水準書の求める水準に満たさず、本件事業の目的が達成できないリスクがある。
(監査の着眼点②)	市のモニタリング手続が明確性を欠くため、市のモニタリングが適切に行われないリスクがある。
(閲覧資料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きら市民交流センター（仮称）支所棟 開発業務関係綴</li> <li>・いっしき市民交流広場（仮称）改修業務関係綴</li> </ul>
(指摘事項)	<p>(事実)</p> <p>上記2業務について、市は、SPCから、開発企業からSPCが建物を購入する旨の売買契約につき、事業契約書第6条に基づく契約承認依頼を受け、これを同条1項に基づき承認している。</p> <p>(問題の所在)</p> <p>売買契約の事前承認については、上記事業契約書第6条の外、同第31条2項もこれを要求している。市としては、上記承認が第31条2項の承認を兼ねるとの理解であるとのことであった。</p> <p>しかしながら、第6条は、開発企業の商号や名称等必要な事項についての承認であるのに対し、第31条2項は、売買契約の内容等必要な事項についての確認であり、その対象が異なる。市のモニタリング基本方針においても、第6条についての確認事項は、業務範囲・業務内容・契約金額とされているのに対し、第31条については、売買契約の内容・条件・金額・瑕疵担保責任等についての適切性を確認するものとされており、第31条は第6条に比し、売買契約の内容により踏み込んだ確認が予定されている。</p> <p>しかるに、市の事実欄記載の手続では、承認通知書の文言上、第31条の記載がなく、実際に第31条にかかる確認がなされたのか否かが不明確である。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>SPCには事業契約書第6条のみならず、同第31条の承認を求める承認依頼を求めるとともに、市としても、第6条とは別に第31条の承認手続を行うべきである。</p> <p>しかし今回、市は、第6条による確認の中で、市のモニタリング基本方針で定められている第31条のモニタリング内容である瑕疵担保責任について、売買契約書案では、民法上は規定されていない瑕疵修補請求権が買主（SPC）に認められていることと、瑕疵担保責任期間について「西尾市建設工事請負契約約款における定めを参照として、詳細については市及び買主が別途協議の上</p>

	定めるところに従う」とされていることからして、市の説明のとおり、実質的には第31条の内容確認も行われているものとする。
--	---

【報告事項2】

(監査の対象)	新設施設の買い取り
(監査の着眼点①)	市のモニタリング手法及び結果が不適切となることにより、新設施設に係る関係図書や工事施工が、業務要求水準書の求める水準に満たさず、本件事業の目的が達成できないリスクがある。
(監査の着眼点②)	工事が中止となった状況に対する手当が不十分となることにより、本件事業の目的が達成できないリスクがある。
(閲覧資料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きら市民交流センター（仮称）支所棟 新築設計業務関係綴</li> <li>・きら市民交流センター（仮称）支所棟 開発業務関係綴</li> </ul>
(意見)	<p>(事実)</p> <p>きら市民交流センター（仮称）支所棟の工事業務において、現状では中間確認の段階で工事中断となっているが、</p> <p>S P Cを通じて建設会社より防水処理を行った旨の保証書を徴収するなどの確認手続はなされていない状況である。</p> <p>(問題の所在)</p> <p>中間確認の段階での工事の中止自体がイレギュラーな事態であったため、そのような手続がなされなかったものと考えられるが、施工中の建築物であり、例えば防水処理が不完全で漏水が生じたような場合には、物件が傷んだり、建築の再開に支障をきたす虞がある。そのようなことを防止することを担保する手続を行う必要はないか。</p> <p>(意見)</p> <p>施工中の建築物への雨天による漏水被害を防止することを担保するための手続として、S P Cを通じて建設会社より防水を行った旨の保証書を徴収するなどの処置について関係者の間で協議・決定がなされ、市がこれを確認することがより望ましいものとする。</p>

【報告事項3】

(監査の対象)	包括マネジメント業務
(監査の着眼点①)	市のモニタリング手法及び結果が不適切となることにより、維持管理業務の各項目が、業務要求水準書等の求める水準に満たさず、本件事業の目的が達成できないリスクがある。
(監査の着眼点②)	維持管理が適切に実施されることを担保する手続が不十分となることにより、本件事業の目的が達成できないリスクがある。
(閲覧資料)	・包括マネジメント業務関係綴
(意見)	<p>(事実)</p> <p>施設の維持管理にあたって、ビル管理、ボイラー、消防設備などのメンテナンスが必要となるが、それらはそれぞれ専門の資格を有する者によって行われる必要がある。これに関し、現状においてはメンテナンス業者に対し有資格者が在籍していることを確認する書類が整理されていない状況である。</p> <p>また、エレベーターやその他の機械設備等に関する購入履歴やメンテナンス履歴などを記録する管理資料が整理されていない状況である。</p> <p>(問題の所在)</p> <p>資格が必要とされている管理事項について、実際に有資格者により実施されているかどうかを担保される必要がある。それらについて、SPCを通じてメンテナンス業者に対する確認作業を整理する必要はないか。</p> <p>また、エレベーターやその他の機械設備等に関する購入履歴やメンテナンス履歴などを記録する管理資料が整理されていないと、適切なメンテナンス時期を見逃してしまうなど、維持管理が不十分となる虞がある。施設を適切に維持管理するために、機械設備類の購入時期やメンテナンス履歴を一覧して確認できるような管理資料を作成する必要はないか。</p> <p>(意見)</p> <p>施設の維持管理が適切に実施されることを担保・確認するため、ビル管理、ボイラー、消防設備など資格を有する管理項目について、実際に業者がそれらの資格者を有していることを確認し、それらの書類が整理され、市はその事実を確認する必要があるものと考えられる。</p> <p>また、機械設備類の購入及びメンテナンス履歴について、現状では、各課の個別の担当者においてはそのような履歴を把握している状況と考えられるが、そのような履歴や機械設備類の取替時期等を</p>

	<p>一覧して把握できるような管理資料を作成することにより、例えば担当者が変更になった場合等においてもその全体状況を把握することが可能となるなど、施設の適切な維持管理の観点において有用となる。そのような管理が行われていることを市が確認していくことが望ましいものとする。</p>
--	--

【報告事項4】

(監査の対象)	改修施設の改修
(監査の着眼点①)	市のモニタリング手法及び結果が不適切となることにより、改修施設に係る関係図書や工事施工が、業務要求水準書の求める水準に満たさず、本件事業の目的が達成できないリスクがある。
(監査の着眼点②)	改修施設に係る関係図書や工事施工を確定するプロセスが不適切となることにより、本件事業の目的が達成できないリスクがある。
(閲覧資料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いっしき市民交流広場（仮称）改修設計業務関係綴</li> <li>・いっしき市民交流広場（仮称）改修業務関係綴</li> <li>・毎月の監視結果報告</li> </ul>
(その他の意見)	<p>(事実)</p> <p>いっしき市民交流広場（仮称）のうち、一色町公民館と一色健康センターの改修部分の一部で既存設備等を利用していることから、機器や仕上げなどの統一性が図られていないことが感じられた。</p> <p>一方で、一色学びの館においては、リフォームの仕上がり、及び色彩計画ともに完成度が高いと感じられた。</p> <p>(問題の所在)</p> <p>担当課の要望に基づく設計図書作成段階で、改修のための協議が市の建築技師も参画して行われていたと思うが、改修施設の仕上がり結果をイメージした協議が行われていたかどうかの疑問が残る。</p> <p>(その他の意見)</p> <p>今後の公共施設の改修が、利用者や運営者にとって、より良い業務になるように、設計図書作成段階はもちろん施工中においても、仕上がり結果がイメージできるような十分な協議を行える体制とすべきである。</p>

【報告事項 5】

(監査の対象)	改修施設の改修（預託金支払事務手続）
(監査の着眼点①)	市のモニタリング手法及び結果が不適切となることにより、改修施設に係る関係図書や工事施工が、業務要求水準書の求める水準に満たさず、本件事業の目的が達成できないリスクがある。
(監査の着眼点②)	改修施設の改修業務に係るサービス対価（預託金）の支払事務手続が、事業契約書に付随する覚書に定められたとおり実施されているかどうか。
(閲覧資料)	・旧海の歴史館 改修業務関係綴
(その他の意見)	<p>(事実)</p> <p>S P Cが協力企業への改修工事代金の支払いに充てるための、市による預託金の支払いにおいて、協力会社の実績額によるべきところを誤って概算額による請求を行ったために、預託金支払いの事務処理上、誤った金額の預託金の支払いが行われた（589 円、過払い）。</p> <p>結果的に S P C の内部モニタリングにより当該誤りが発覚し、適切な是正処理が行われている。市としては、本件事案について、今後複数の職員による確認を図ることとして是正措置を講じている。</p> <p>また同様の事案として、振込手数料の負担関係について S P C と協力企業との間の取決めでは協力企業の負担と明示されているところ、S P C と市との間の取決めではそれが明示されていなかったために結果として誤入金となった件（756 円、過払い）に関しても、市の P F I 事業検証室による検証過程の中で発覚、是正処理が行われている。</p> <p>(その他の意見)</p> <p>本件事案に関しては、市が知り得ない事情や S P C と業者間の詳細な取決めに関して、事後とはいえ結果的に発覚に至ったという点において、S P C の内部モニタリング活動が適切に機能したことが評価できる。</p> <p>また市においては適切な是正措置を講じており（後者、振込手数料の事案に関しては、今後是正予定）、適切な対応が図られているものとする。</p> <p>本件事業スキームにおいて、複数の関係当事者や契約関係が存在している中で、不作為による誤処理は発生し得るものと想定されるが、S P C 及び市のモニタリングにより適切な是正活動が図られることが期待されている。市においては、今後も適切なモニタリング活動の継続に努められたい。</p>

【報告事項 6】

(監査の対象)	特別目的会社の組成及び維持業務
(監査の着眼点①)	市のモニタリング手法及び結果が不適切となることにより、SPCの組成及び維持に関して重大な支障が生じ、本件事業の目的が達成できないリスクがある。
(監査の着眼点②)	SPCの組成及び維持に係る個々の業務は、本件事業を適切かつ健全に維持し得るものとして、適切に実施されているかどうか。
(閲覧資料)	・ S P C 組成維持関係綴
(その他の意見)	<p>(事実)</p> <p>SPCから市に提出された平成 28 年度年間業務報告書に添付されている「独立監査人の監査報告書」等※1 を閲覧した。</p> <p>この中で、重要な実証手続として確認手続※2 が計画されているが、確認対象科目を平成 29 年 3 月 31 日現在の預金及び借入金とし、選定基準を借入金のある銀行全件としている。</p> <p>他方（監査実施報告書）で、確認結果が記載されているが、借入金がなく該当なし、とされている。</p> <p>※1 S P C の平成 28 年 5 月 20 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 1 期事業年度の計算書類及びその附属明細書に対する監査計画及び監査結果、及び独立監査人の品質管理体制等の報告</p> <p>※2 S P C の決算書のうち、銀行預金、借入金、未収入金、未払費用等の貸借対照表科目の金額的及び質的に重要な残高について、独立監査人が S P C を介さずに直接、銀行や顧客、業務委託先等に S P C の帳簿金額を記載した書面を送付し、当該相手先より回答書を入手する手続で、この回答書は監査証拠能力が高いとされているもの。</p> <p>(問題の所在)</p> <p>監査計画において、確認対象科目を預金及び借入金とし、選定基準を借入金のある銀行全件として、選定範囲を絞っているが、預金の金額的重要性は高く（第 1 期の資産総額 113,917 千円に対して 50,601 千円と 44.4%を占める）、かつ、預金については不正使用等のリスクがあり質的に重要性は高いと考える。</p> <p>また、未収入金 61,329 千円のうち、61,149 千円は市に対する債権であり、これは市も把握しているところであり、確認対象としなくても良いが、未払費用 17,118 千円は、第 1 期は委託費の未払額がその内容で S P C の業務活動の結果が集約される科目である。第 1 期の残高規模は比較的小さいが、第 2 期以降の支出規模の拡大を</p>

	<p>勘案すると、未払費用の残高規模も大きくなるため、独立監査人において確認の対象とすべきかどうかを検討することが予想される。</p> <p>(その他の意見)</p> <p>確認の対象範囲を拡大し、預金及び未払費用に対しても確認の対象とすべきかどうか、独立監査人において検討されることを、市として留意されたい。</p>
--	---

以上